

OBA MJ 連載

Vol.50 行政連携

野田義和 東大阪市長インタビュー



市のマスコットキャラクター
トライくん

平成28年7月1日、東大阪市府所において市長インタビューを実施しました。
野田義和市長は、東大阪市長議員を5期20年歴任された後、平成19年10月の東大阪市長選挙に初当選されて市長に就任されました。現在3期目を迎えておられます。
野田市長には、東大阪市への思い入れや弁護士への期待などについて、語っていただきました。

Profile

東大阪市長 野田義和 氏

昭和32年 2月1日 生まれ

昭和62年10月 東大阪市長議員（通算5期）
その間に市議会議長（2回）、市監
査委員を務める

平成19年10月 市長選挙当選

平成23年10月 市長選挙当選（2期目）

平成27年10月 市長選挙当選（3期目）

平成27年10月 大阪府後期高齢者医療広域連合長

平成28年 5月 近畿市長会会長

Higashi Osaka City Data

【東大阪市の概要】

人 口 495,181人（平成28年6月30日末現在）
総世帯数 234,721世帯（平成28年6月30日末現在）
総面積 61.78km²
会計予算 3980億1636万円（平成28年度）

about Interview

【日時・場所】

平成28年7月1日（金）午後2時30分～3時30分
東大阪市府所本庁舎10階応接室

【聞き手】

田上智子（大阪弁護士会 副会長）
金子武嗣（行政連携センター運営委員会 委員長）
余田博史（行政連携センター運営委員会 副委員長）



東大阪市のPR

—— まず、東大阪市の特徴やPRなどをお話しいただけますでしょうか。

東大阪は、昭和42年2月1日に当時の枚岡、河内、布施の3市が合併したまちで、来年2月1日で市制施行50周年を迎えます。

まちの特性としては、やはり**中小企業のまちであり、ものづくりのまち**といえます。製造業の事業所数は自治体では全国5番目ですし、いわゆる製造業の面積密度（事業所数4000以上）からいうと日本一というところ。ものづくりでも、歯ブラシから人工衛星、ロケット部品までということで、非常に多種多様なものをつくっているまちです。

二つ目には、花園ラグビー場を有していますので、**ラグビーのまち**ということがあります。年末年始の高校ラグビーが代表的なものですし、2019年のラグビーワールドカップ開催地の全国12会場の1つとして選んでいます。

それから、**大学のまち**でもあります。近畿大学、大阪商業大学、大阪樟蔭女子大学、東大阪大学の4大学があり、市が誕生してからこの4大学はずっとあります。

もう1つは、市役所のある荒本から1時間あれば、新大阪、伊丹、関空に行くことができますし、大阪はもとより神戸、奈良、京都、和歌山まで、全部1時間で行くことができます。ある意味で関西の中心地であるという自負が我々にはあります。

市政への取組み

—— 現在、東大阪が抱えている課題と、特にこれには取り組みたいと考えておられるところを教えてくださいませんか。

先ほど申し上げたとおり、東大阪は、ものづくり、製造業のまちですが、昔はまちの中に工場があっても、近隣の人たちとトラブルとか問題が起こるといことはそれほどありませんでした。しかし、今は、工場が何らかの形で移転あるいはなくなり、その跡地に住宅が

建ってしまうと、今までの工場と住民の方の間にいろいろなトラブル、課題が生じてきます。いわゆる「住工混在問題」と私たちは言っていますが、この「住工混在」から「住工共生」という、住と工がまちの中で共生できる環境をつくっていかうという取り組みをしています。

全国的に見ても市としての明確な意思を持って取り組み始めたのは東大阪が初めてで、「住工共生のまちづくり条例」という条例も制定しています。

東大阪の場合は、住と職が一体となっていることが非常に多いということになりますので、今後も製造業をしっかりと営んでいけるようにまちづくりをしていくというのが一番大きな柱です。言葉としては「住工共生」ですが、できるだけ緩やかに、工場の後は工場、住宅の後は住宅、つまり「住工分離」ということを、長い時間かけてでも都市計画を目指していかなければならないと思っています。

弁護士を必要とする場面

—— 自治体において弁護士を必要とする分野や場面というのは、どのようなものがあるのでしょうか。

我々は基礎自治体ですので、常に市民と直接向き合っていて、市民からいろいろな意見を聞きます。そうすると、本来、法条例ではすぐに答えが出せるはずなのですが、基礎自治体として法条例を逸脱しない範囲である程度の裁量権というのは当然あると考えています。ただ、この裁量権というのは現実どこまであるのか非常に悩ましいところがたくさんありますし、住民からのニーズや課題もまさに多種多様です。また、住民の皆さんも、情報がたくさんありますから非常に勉強されていますので、我々が予想もしない発言、考え方を持ってお越しになります。そういった意味で、**行政の裁量権というものと法の整合性というものについて、職員からのいろいろな報告を聞く中で、顧問弁護士の意見を確認して対処する**ということがたくさんあります。

—— 行政権の裁量の逸脱になるかどうかという微妙なラインのところ、職員の方だけではなくて、例えばほかの裁判例はどうなっているのかとか、そのようなことも踏まえて最終判断をするということもありますか。そうですね。基本的には、市民の皆さん、それから

自治会や地域の皆さんの公益になるべく沿うような形で我々は進めたいし、あるいは、課題を解決したいのですが、法律を逸脱しては絶対できません。ただ、我々は、その辺の物差しと申しますか、微妙な場面での判断基準を持っていないので、**客観的に法の専門家の意見が必要な場面が出てきますが、それは日増しに増えてきています。**

それから、もう1つは、本市では案件は少ないですが、住民監査請求あるいは住民訴訟に関する動きがあります。他の自治体あたりでは結構厳しい監査請求あるいは住民訴訟があって、大阪府内の自治体でも市長が1,000万円ぐらい支払った裁判例もありますので、内容によれば市長ではなくて担当部長などでもある判例もあると聞いています。そういったところで、我々は、昔に比べて法律の解釈、いわば法理論というものをしっかり踏まえた上で判断をする場面というのは本当に増えてきています。

—— 今、東大阪市において、顧問弁護士や、弁護士会から推薦させていただいている弁護士を活用されていると思いますが、それ以外に、法律専門家である弁護士の協力が不可欠だと思うような分野はあるでしょうか。

東大阪市には顧問弁護士がおりますし、それ以外にも、教育委員会や上下水道局、市立総合病院にも顧問弁護士がおりまして、市の中の組織体ごとに顧問弁護士の方がいる状況です。また、東大阪市の監査委員にも1人弁護士がおります。これは、住民監査請求がこれから増えるという予想があり、また、その一歩手前までのケースが以前に比べて非常に多いので、法律の専門家としてお願いをしております。その他、公平委員や職員等の勤務雇用に関係するところでも弁護士がおりますし、独立行政法人化する本市の市立総合病院の評価委員にも弁護士がおります。

審議会あるいは人権擁護委員会なども含めまして、市の行政のいろいろなところで、弁護士の方の力、能力というものが行政を運営していく上では必要だと思います。**特定の分野というよりは、いわば全てに対してこれからますます法の専門家の力をいただかないと、自治体の運営というのは非常に厳しい時代になったなど感じています。**

—— 市長が自信を持って法的に間違いないなと思いがらどんどん施策を進めていく上で、やはり弁護士の意見を聞いた上で行いたいと思われているということですね。

そうですね。時代背景が少し前とは変わっていて、少し前ならなあなあで許されたことも今は許されない。さらにそれが場合によっては裁判ということになってくる。そして、結果として厳しい判決をいただいた場合には、市としての経済的な損害はもとよりですが、やはり市政に対する信頼を失うということにもなってきます。そういった意味では、市の行政全般に対していろいろな形で法の専門家に常にサポートしていただくということは必要だと感じています。

任期付職員としての弁護士

—— 最近、さまざまな自治体で弁護士を任期付公務員として採用する動きが広がっています。数日前の日経新聞でも、今、自治体で弁護士を任期付公務員として採用する例が非常に増えているという報道もされましたが、東大阪市では弁護士を任期付公務員に採用しようというお考えはおありでしょうか。

私自身は、取り組んでいきたいと考えています。ただ、一方では、**いい人材に来ていただけるかどうかということと、いわゆる職員たる弁護士の方と顧問弁護士の方との関係をどのように保っていくのか、ということがあります**ので、行政管理部が窓口になって、具体的に市にとってメリットがあるかどうかを検討しております。今年度中には結果を報告するようにという指示をしています。

—— 任期付公務員の採用については、よろしければ弁護士会からご説明に伺わせていただけます。また、採用説明会を実施したり、あるいは弁護士会のホームページで広報したりチラシを弁護士のレターケースに入れたりして、採用のための支援をさせていただいております。

それから、顧問弁護士とのすみ分けですけれども、顧問弁護士は、例えば訴訟代理人として訴訟に出ていくけれども、そこまで大事ではないような訴訟は

指定代理人として任期付公務員が給料の中で対応するということが考えられます。また、採用していただいた自治体の職員の方々に何うと、顧問弁護士に相談しようと思うと、予め事案をまとめて、きちんとした文書を作成しなければならないので、若干ハードルが高いけれども、庁舎内に弁護士がいれば、口頭でちょっと相談に行けるし、大事にならない間に解決していくとか、そのようなことでも利用できるというふう聞いております。

自治体の中に弁護士が常駐しているということの安心感は何物にもかえられないようです。また、任期付職員となる弁護士も、行政というところは初めてですから、弁護士の仕事とはちょっと違うのでさまざまな形で勉強もできます。そういう意味では、弁護士にとっても全然違う職場でのスキルアップにもなり、相互の交流が図れます。

現在、大阪府内でも任期付職員を結構採用していただいています。それに、任期付職員となる弁護士はみんな優秀です。若いですし、頭もものすごく柔軟です。ですから、任期付公務員を検討いただければと思います。

先ほども申し上げましたように、東大阪市の場合、市としての顧問弁護士や、教育委員会など組織ごとに弁護士がいるのですが、例えば教育現場では、結構いろいろトラブルがあります。報告を聞くと、そんなことまで対応しなきゃならないのか、あるいはそんなことを求められているのか、ということがありますので、そうなるとうとうでも弁護士の意見、対応が欲しいということで、何年か前に教育委員会から要請があったので弁護士会にお願いをしました。最初はそんなにたくさんあるのかなと思っていたのですが、契約で定めた費用を目いっぱい使っている状況です。だとしたら、**任期付の形で弁護士に庁内にいていただければ、学校現場の校長や教頭が市役所へ来れば、常駐している弁護士に相談できますし、1回で終わらなかつたら、また次に、ということで対応できると思います。**

—— 確かに教育現場というのは難しいですね。

空家問題

—— その他にも、自治体において抱えている問題はいろいろとあるのではないのでしょうか。

これから、空家問題なども非常にセンセーショナルな問題になってきていますし、そういうのもリアルタイムに担当者が、民と官、あるいは民と民の話になってくるところで、どこまで入っていけるのかという問題があります。

—— 東大阪市は空家特別措置法に非常に早く対応されている自治体で、義務じゃないけれども、きちんと計画を立てておられるとのことで、弁護士会からも協議会に弁護士を1人推薦させていただいております。東大阪市は、やはり、空家が多いのでしょうか。

多いですね。東大阪の特性として、見た目には戸建てなのですが、建築を申請するとき長屋で申請して、そして間をめぐって最後モルタルを塗って戸建住宅にするということが、昔は行われていました。1階がガレージで、2階、3階が住居となっていて、それも13坪ぐらいという狭さのものもあります。それが今ちょうど耐久年数から建て直しの時期なのですが、今の法律では13坪では現状のような家が建てら



れない。また、市場では売ることができないという状況です。実は、つい最近もあったのですが、両親ももういなくなって、自分が住むわけにいかない。家を直すこともできない。けれど、固定資産税はかかる。市民の方は、置いておくと、火でもつけられる恐れがあり、また、ゴミをぽんぽん捨てられたりするので、タダで市に渡しますというぐらいです。「市長、これあげる。寄附する」と言われましたが、市がそれを簡単に受け取るのでもできません。

—— 所有者には管理責任がありますからね。

だから、ものすごい問題があります。そういう意味では、所有者はものすごく悩んでいます。隣の人が買ってくれたら一番ありがたいのですが、それもなかなかないことです。これはもう本当に法的にも大変な問題なのですが、民の部分が多いと思うので、どこまで我々が手と口を出していいのか、悩ましいところがあります。そういう意味では、**弁護士の方がいていただければ、少なくとも我々が市民の方にお答えするよりも、納得のできる回答を市民の方にお示しできるかなと思いますし、市民の方も、まずいったんは納得されるのかなと思います。そして、それを踏まえてどうしていくかということ、具体的に検討していくことになると思います。**

生活困窮者支援

—— それから、東大阪市には、生活困窮者の相談ということで弁護士会から弁護士を派遣させていただいており、例えば健康保険料を滞納したり、さまざまな滞納がある方々について、むしろ生活再建のほうから立ち直るようにしていけないかということで取り組みをされていると思いますが、そのあたりはどのように感じられるでしょうか。

東大阪は生活保護の予算は360億4千5百万円で、単純に1日1億円を費やしています。これは4分の3が国の負担、4分の1が市の負担となっています。もちろん憲法に保障された25条に基づく制度ですが、就労できる方は、少しでも社会経済の中に戻っていきたくてほしいです。

体や気持ちの面では就労して社会経済に戻れるけ

れども、現実には借金があるなど、いろいろな個々の要素があります。**就労のあっせんといったことは、我々がハローワークと連携してできますが、個人の借金の整理などといったものは我々にはできません。そういったところに弁護士の方がいらっしゃれば、アドバイスをいただきながら、就労のあっせんをしていくことができ、非常にいい形になってくるのではないかと思います。何よりご本人にとって一番いいわけですから。**

弁護士会との連携

—— 弁護士会ではこういう「お品書き」というのをつかっており、弁護士会が提供できる法的サービスをお示しております。

分かりやすいですね。

—— 弁護士会では、いろいろなことをやっています。もしそれぞれの現場で、例えば研修会の講師を派遣して欲しいという要請があれば、ご対応いたします。

それから、我々が弁護士向けに研修会を実施するときには、自治体の職員の方にも開放しています。開放している研修については、連絡をさせていただいておりますので、もし職員の方のスキルアップのためであれば、是非とも弁護士会に足を運んでいただければと思います。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。こちらこそありがとうございました。



▲(左から)金子武副委員長、田上智子副会長、野田義和市長、余田博史副委員長

■自治体向け法的支援・弁護士採用等のお問合せ先

大阪弁護士会行政連携センター

電話 06-6364-1681

(大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします。)